

「名ばかり管理職」の注意するポイント



平成20年9月9日には、厚生労働省から「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」(基発第0909001号)が発表されました。なぜこのような通達がだされることになったのか。その経緯と背景について述べてみたいと思います。

平成20年10月24日に、厚生労働省から「監督指導による賃金不払残業の是正結果」が発表されました。具体的な内容については、平成19年4月から平成20年3月までの1年間に、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況が以下ようになったとのことです。

- ・ 是正企業数 1,728企業(前年度比49企業増)
集計を開始した平成13年度以降最多。
- ・ 是正金額 272億4,261万円(前年度比約45億円増)
集計を開始した平成13年度以降最多。

まずここでいう「名ばかり管理職」というものはどんなものでしょうか。「名ばかり管理職」とは管理職としての実質的な権限がないにもかかわらず「管理職」として扱われ、割増賃金などの支給もないままに長時間の労働を強いられているという問題です。

この通達の直接の引き金となったものに日本最大手のハンバーガーチェーン「日本マクドナルド」の現役店長による未払い残業代と慰謝料を求めた訴訟があります。

この訴訟において、平成20年1月28日、東京地裁は日本マクドナルドに対し、労働基準法41条2号の「監督若しくは管理の地位にある者」(管理監督者)には該当しないとして、約750万円の支払いを命じたことで「名ばかり管理職」「偽装管理職」などといわれ世間で注目されました。(ただし現在控訴中)

今回の訴訟で争点となったのは、店長である原告が、経営者と同等の立場であり、労働基準法上で残業代を支払わなくてよいとされる「管理監督者」に当たるかどうか。これに対し東京地裁は、裁量権や待遇の面から見ても店長は管理監督者には当たらないと判断され、店長=非管理職として、一般社員と同様に残業代を受け取る権利があることを認めたのでした。

労働基準法41条第2項に規定する管理監督者とはどういった人のことをいうのでしょうか？

事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にあるもの又は機密の事務を取り扱う者
監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者

と法律には書かれており、労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用除外を認めています。従って、管理監督者に労働基準法に則った時間外割増・休日割増賃金の支払いは不要とされています。

但し、経営と一体的な立場にある者の意であり、これに該当するかどうかは、名称にとらわれず、その職務と職責、勤務態様、その地位にふさわしい待遇がなされているか否か等、実態に照らして判断すべきとあります。
(昭22.9.13基発第27号、昭63.3.14基発第150号)

つまり、管理監督者とは、一般的に部長、工場長等労働条件の決定、その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるものであり、名称にとらわれず、労働時間等に関する規定を適用することになじまない者であり、実態に基づいて判断する必要があります。

「管理職」がこれに該当するかどうかは以下述べる基準があります。

労務を管理する立場にある、すなわち労務管理上の指揮権限を有しており経営者と一体的な立場にある人。
経営者と同じような立場で判断できる人。「部下がない課長」というのはとても管理監督者とはいえない。
仕事で人事権や裁量権を持っていて、いわゆる経営判断ができる人。全く発言権もなく、ただ上の指示に従って、ただ仕事をこなすだけの人というのは、管理監督者とはいえない。
勤務時間や休暇などの規定にしばられない人。
一般社員と比べて賃金面で十分に優遇されている人。いわゆる役職手当が、一般社員と違った形で支払われ、たとえ一定の残業があったとしてもそれを補えるぐらいの手当があるということ。

つまり、労働の質、量、およびその待遇を総合的に勘案して判断されることとなります。

<著者プロフィール>

蒲島 竜也 氏

ライフアンドマネーコンサルティング株式会社 LMC 社労士事務所 代表取締役

社会保険労務士、CFP認定者、宅地建物取引主任者。

生命保険会社・労働組合・商工会議所・商工会等で年金や経営問題等々のテーマで年十数回の講師を務める。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488